議案第6号

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例 上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の44第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、杉並区(以下「区」という。)の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、多機能端末機(民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。)により住民票の写しその他の規則で定める証明書を交付すること(以下「交付サービスの提供」という。)とする。

(利用手続)

- 第3条 交付サービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の住民基本 台帳カードに交付サービスの提供に必要な情報を記録するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの利用の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項中杉並区事務 手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)附則に1項を加える改正規定は、 平成26年10月1日から施行する。
- 2 杉並区印鑑条例(昭和50年杉並区条例第34号)を次のように改正する。 第20条に次の1項を加える。
 - 2 前2条の規定にかかわらず、杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例 (平成26年杉並区条例第 号)第3条の規定により利用の手続をした印鑑 登録者は、同条例第2条に規定する多機能端末機に同条例第1条に規定する住 民基本台帳カードを使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証 明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第21条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

- 3 杉並区事務手数料条例を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。
 - 3 当分の間、別表第2の20の項に規定する住民基本台帳カードの交付に係る 手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。

別表第2の10の項中「端末機」の次に「又は杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成26年杉並区条例第 号)第2条に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)」を加え、同表の12の項及び21の項中「端末機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

(提案理由)

住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定める等の必要がある。

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例新旧対照表(抄)

附則第2項による改正(杉並区印鑑条例の一部改正)

(専用端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 略

2 前2条の規定にかかわらず、杉並区 住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成26年杉並区条例第 号) 第3条の規定により利用の手続をした 印鑑登録者は、同条例第2条に規定する多機能端末機に同条例第1条に規定するを民基本台帳カードを使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(暗証番号の登録等)

第21条 印鑑登録者は、<u>前条第1項</u>の 規定により印鑑登録証明書の交付を受 けようとするときは、印鑑登録証暗証 番号登録届に印鑑登録証を添えて、自 ら区長に暗証番号を届け出なければな らない。

 $2\sim5$ 略

(専用端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 略

(暗証番号の登録等)

第21条 印鑑登録者は、<u>前条</u>の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。

 $2 \sim 5$ 略

附則第3項による改正(杉並区事務手数料条例の一部改正)

	新		条	例			条	例
_	附	則			附	則		
1	及び2	略			1及び2	略		
3 当分の間、別表第2の20の項に規					<u>!</u>			
定する住民基本台帳カードの交付に係					<u>.</u>			
-	る手数	料は	、同項の規	定にかかわら	<u>-</u>			
ず、徴収しない。								